

令和 6 年 度
第 5 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

6 . 8 . 6

- 1 招集日時 令和6年8月6日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和6年8月6日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和6年8月6日 午前10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森 井 政 紀	出	8	鹿 嶋 耕 三	欠
2	櫛 田 繁 造	出	9	片 岡 芳 和	出
3	仁井名 雅 子	出	10	大 平 貴 之	出
4	梶 田 宏 一	出	11	天 野 平 之 進	出
5	仁 科 智 之	出	12	西 江 務	出
6	北 村 卓 士	出	13	守 屋 映 男	出
7	佐 内 繁 文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	重 見 信 夫	事務局次長	向 原 学
推進委員	有 本 正 義	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	升 谷 公 祐
推進委員	西 江 敬 一		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 19 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 20 号	「笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領」の策定について
報告第 15 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 16 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 17 号	解約証書の受理について
報告第 18 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

12 番委員

1 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第5回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を12番西江務委員、1番森井政紀委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー27号、28号は関連がありますので、あわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明にまいります。ナンバー27号、28号でございます。〇〇、〇〇から、〇〇へ参ります3条の賃借権設定（5年間）でございます。</p> <p>借受人は、従業員の離農に伴い従業員から作業受委託を受けていた農地が解約されたことから、この度、法人名義で5年間の賃貸借権を設定するものです。</p> <p>同法人は、〇〇地区で大規模に農業経営を行っており、農機具等についても十分な台数を所有しております。また、元々作業受委託地であることから、申請地での耕作能力は十分有していると考えられます。</p> <p>なお、申請地の一部には、〇〇と〇〇の5年間の賃貸借契約が結ばれておりましたが、解約の届出が提出されています。同様に、その他の申請地には、〇〇と〇〇の5年間の賃貸借契約が結ばれておりましたが、〇〇の要望に基づき、契約を一本化するために、解約の届出が提出されています。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー２９号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー２９号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は１８年ほどの農業経験を有しており、水稻栽培のための農機具を保有しています。譲受人は市外在住ですが、笠岡市内に農地を所有しており、所有地では、水稻栽培がされていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー３０号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー３０号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は１０年ほどの農業経験を有しており、耕作に必要な農機具を保有しています。申請地では、すでに野菜の栽培が行われています。申請地は自宅からは近距離にあり、妻と長男も農業に従事していることから、十分耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー 3 1 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー 3 1 号でございます。〇〇から〇〇に参ります 3 条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、転居予定地付近の農地を住宅と合わせて購入するものです。譲受人は農地を取得するのは初めてのため営農計画書の提出があります。申請地には、小屋がありますが、29 条の届出を提出しており、購入予定の耕耘機等を収納する予定です。転居予定地から申請地は近距離にあり、面積も大きくないことから、農業経験がないとしても営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー 3 2 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー 32号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、空き家バンクにて空き家を購入の際に合わせて農地を取得するものです。</p> <p>譲受人は、35年の農業経験を有しており、農機具も保有しています。申請地である〇筆には農業用倉庫等がありますが、売買契約が成立した後に、速やかに撤去するという旨の申立書があります。また、息子夫婦も農業を手伝っており、労働力も充分確保されていることから、この度の増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>農地を調べたところほとんど荒廢地であり、土地の適正管理を譲渡人にお願ひしました。その他、問題ないと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第20号「『笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領』の策定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地パトロールは農業委員会の必須業務として農地法第30条第1項にて規定されています。今年の実施にあたり、実施要領を策定いたします。5月16日に行われた都道府県農業会議会長会議にて承認された、令和6年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づいて案を作成しております。</p> <p>なお、今年もタブレットの現地確認アプリを使用するの調査となりますので、使用方法等については閉会後に後程改めて説明いたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>何か意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ないようなので、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第15号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第16号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第17号「解約証書の受理について」、報告第18号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。</p>

	<p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 9月10日(火)午前9時30分から <u>笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・次回申請書締切日8月16日(金), 議案発送日8月23日(金) <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>